

東京大学大学院新領域創成科学研究科リサーチ・アシスタントに関する運用方針

令和 元年 8月29日 学術経営委員会 制定
令和 2年 3月 4日 学術経営委員会 改正
令和 3年11月10日 学術経営委員会 改正

リサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）の実施については、「東京大学リサーチ・アシスタント実施要領」及び「新リサーチ・アシスタント（RA）制度に関する事務手続きについて」に基づき実施することとするが、別途、新領域創成科学研究科（以下「本研究科」という。）として下記のとおり運用方針を定める。

ただし、東京大学卓越リサーチ・アシスタント（以下「卓越RA」という。）については、平成30年5月31日付け総長裁定「東京大学卓越リサーチ・アシスタント実施要領」第3条（委嘱対象者）において、「別に定めるプログラム」に指定された各プログラムが定めるところによるものとする。

1. 委嘱対象学生

RAは、研究プロジェクト等の遂行に有意義な研究業務を行うことができる、本学の大学院博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する大学院博士課程に在籍する学生を対象とする。

研究プロジェクト等により別の定めがある場合又は奨学金制度の制限がある場合は、それに従う。

2. 運用単位

研究科、研究系、専攻、講座、研究室、研究プロジェクト拠点、教育プログラム等を運用単位とする。

3. 委嘱手続き

(1) 公募

運用単位の判断に基づき、適切な範囲及び方法において公募により候補者を募る。応募者にはRA研究業務計画書（様式1）を提出させるものとする。

(2) 委嘱者及び月額単価の決定

委嘱内容が恣意的にならないような仕組みを整備し、手続きに透明性を確保する。

① 運用単位毎に評価委員会等を設置し、委嘱者及び月額単価を決定する。

評価委員会等では、応募者から提出されたRA研究業務計画書（様式1）により、有益な研究成果が期待できるか、学生に委嘱する研究業務として適正な規模か等の観点から審査・選考し、委嘱者を決定する。

又、評価委員会等にて、委嘱する研究業務内容に応じ、RA研究業務単価表の範囲内で、月額単価を決定する。

運用単位が小規模で評価委員会を設置できない場合は、専攻会議において公募方法や月額単価決定等について報告する。

② 運用単位の代表者は、委嘱を決定した学生に対してRA研究業務委嘱通知書（様式1-2）を交付するとともに、速やかに、通知書の写し及び添付書類（マイナンバー利用同意書兼マイナンバー届出書、本人確認書類（学生証）の写し、口座振込申出書、扶養等控除申告書、等）を総務チームへ提出する。

(3) 委嘱期間

開始日は月の初日からとし、終了日は月の末日とする。期間は当該会計年度を超えない範囲とする。

4. 支給

当該委嘱月の翌月に支給される。月額単価の日割支給は行なわない。

5. 委嘱内容の変更／委嘱の中止

- ① 委嘱期間の途中で委嘱内容の変更又は委嘱の中止となる場合は、運用単位の代表者はRAを委嘱する学生にRA研究業務委嘱内容変更通知書（様式3-1）又はRA研究業務中止通知書（様式3-2）を交付するとともに、速やかに総務チームに報告し、通知書の写しを提出する。
- ② 報告を受けた総務チームは、支給内容に変更が生じる場合、速やかに柏地区共通事務センター給与チームに報告する。

6. 報告書

委嘱された学生は、研究業務終了時にRA研究業務終了報告書（様式2）を作成し、運用単位へ提出する。研究プロジェクト等により別の定めがある場合はそれに従う。

運用単位毎の評価委員会等は、研究業務の実施内容及び遂行経過の審査及び評価を行った後、コメント及び署名を加えたRA研究業務終了報告書（様式2）を総務チームへ提出する。

7. その他

以下（1）～（7）の項目については「新リサーチ・アシスタント制度に関する事務手続きについて」（平成20年2月22日事務連絡）及び「卓越リサーチ・アシスタント制度に関する事務手続き及びリサーチ・アシスタント制度の一部変更について」（平成30年6月18日事務連絡）に基づく。

(1) 制限

日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生についても対象者とするが、各制度の支給制限を超えてRAを委嘱することはできない。

(2) 教育的配慮

学生が遂行する研究業務については、当該学生の授業等に支障がないよう教育的配慮に努める。

(3) 資格外活動許可

在留資格が「留学」である外国人留学生に対してRAを委嘱する場合は、資格外活動許可を受ける必要はない。

(4) 課税

研究業務単価の支給は税法上、給与所得として課税されるので、毎月所得税を源泉徴収の上、支給することとなる。その際1月から12月までの年収が103万円を超えると所得税が課税されるため、年末調整や確定申告を行う必要がある。

なお、当該年収に応じて次年度に住民税が課税される場合もある。

(5) 扶養控除

学生が所得税法上の扶養に入っている場合は、当該学生の1月から12月までの年収が103万円を超える場合は扶養控除を受けられないこととなる。

(6) 健康保険

親の健康保険の被扶養者となっている学生は、学生の収入によっては親の被扶養者から外れる

可能性がある（例：共済組合、政府管掌保険は年額130万円（月額108,333円）を超える収入がある場合は親の被扶養者から外れる）。

また、親の被扶養者から外れた場合は学生自身で国民健康保険に加入することが必要となる。

(7) 授業料免除

授業料免除は世帯の状況により家計基準の計算が異なるが、当該学生の収入額によっては免除されない場合もある。

また、日本学生支援機構奨学金の採用においても収入基準額を超える場合は採用にならない。

(8) 事務

RAに関する本研究科内の事務は総務チームが行う。

(9) 施行

この運用方針は、令和元年8月29日から施行する。

【参考】 関連する大学本部の通知等のリスト

「東京大学リサーチ・アシスタント実施要領」（平成20年2月22日総長裁定）

「新リサーチ・アシスタント（RA）制度に関する事務手続きについて」（平成20年2月22日付け事務連絡）

「新RA制度に関するQ&A」（平成20年2月22日）

「卓越リサーチ・アシスタント制度に関する事務手続き及びリサーチ・アシスタント制度の一部変更について」（平成30年6月18日付け事務連絡）